

『「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業』に対する質問への回答

対象書類

基本協定書案

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	条	項	号			
1	基本協定書について	1 / 4	1 条 / 9 条				協定締結者 乙(代表企業を代表とするグループ)の位置付けについてお聞きします。本条において、乙(協定締結者)が、落札者であることの確認と「事業予定者」と甲が締結する事業契約に向けての義務・手続きを規定するとあり、また入札説明書 P 19 . 6 落札者決定後の措置において、落札者は基本協定締結までは辞退が可能であるということから、本協定締結の前後で位置づけが変わると考えますが、いかがでしょうか。……つまり、落札決定日までに入札参加資格に欠格要件がなく、またさらに基本協定締結日までに入札参加資格の欠格要件が生じなければ、その後議会の議決日までに欠格要件が生じた場合において市が事業契約を締結しない事態は、あくまで市側の判断においてなされることで、本協定 9 条 2 項の乙の責めに帰すべき事由に該当しないと考えます。(基本協定締結者として、入札参加資格の保持を義務付けられていないので、入札参加資格喪失をもって、自動的に契約の不締結が確定するものではない) 但し、本協定 8 条に規定する事業契約の不締結を除く	本来あってはならない違法行為(談合、入札妨害等)により落札者の構成員が指名停止を受け、この結果事業締結に至らなかった場合又は締結済みの事業契約の仮契約が解除された場合は、落札者の責めに帰すべき事由により、事業契約締結に至らなかったもの又は締結済みの事業契約の仮契約が解除されたものと考えています。
2		4	9 条				「乙の責めに帰すべき事由」について、協定締結前に事前確認が必要と考えます。この部分につて、本協定 1 2 条の規定に基づき、具体的解釈について協議のうえ確認するものと理解しますが、いかがでしょうか。	基本協定の具体的な解釈については、落札者の質問に回答する方式で確認することが可能です。

注:上記「該当箇所」の番号は対象書類での該当箇所。